

# 公益社団法人沖縄県地域振興協会 理事等の職務権限規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）の理事及び事務局長の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び専務理事をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 理事及び事務局長は、法令、定款及びこの協会が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事等の職務権限

### (理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この協会の業務の執行の決定に参画する。

### (会長及び専務理事の選定)

第5条 代表理事のうち、1名を会長とし、1名を専務理事とする。

### (会長)

第6条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を総括するとともに、会長を補佐し、この協会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を執行する。

- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(事務局長)

第8条 事務局長は、会長の命に従い、別表の職務を行う。

### 第3章 補 則

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人沖縄県対米請求権事業協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人沖縄県対米請求権事業協会事務決裁規程(昭和57年5月19日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別 表

決 裁 事 項		決 裁 権 者		
		会 長	専 務 理 事	事 務 局 長
1	協会業務の総合的な企画及び調整並びに運営に関する基本方針に関すること	○		
2	事業計画及び予算の案の作成に関すること	○		
3	事業報告及び決算の案の作成に関すること	○		
4	定款、規程等の制定改廃に関すること	○		
5	人事制度及び給与制度の立案に関すること	○		
6	職員の任免及び進退に関すること	○		
7	職員の昇任及び昇給に関すること		○	
8	重要な使用人以外の者の任用に関すること	○		
9	理事会の招集	○		
10	寄附に関すること	○		
11	訴訟に関すること	○		
12	国外出張に関すること	○		
13	国内出張に関すること		○	
14	理事会・総会及び調査委員会の開催に関すること		○	
15	契約の締結に関すること		○	
16	事業計画に基づく事業の実施に関すること		○	
17	職員の教育・研修に関すること		○	
18	福利厚生（役員含む）に関すること		○	
19	基本財産等の運用に関すること		○	
20	事務局長の職務専念義務を免除し、有給休暇を承認すること		○	
21	登記に関すること		○	
22	渉外に関すること		○	
23	外部に対する重要文書の発簡	○		
24	外部に対する上記以外の文書の発簡		○	
25	職員の事務分担を定めること			○
26	職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給について認定すること			○

